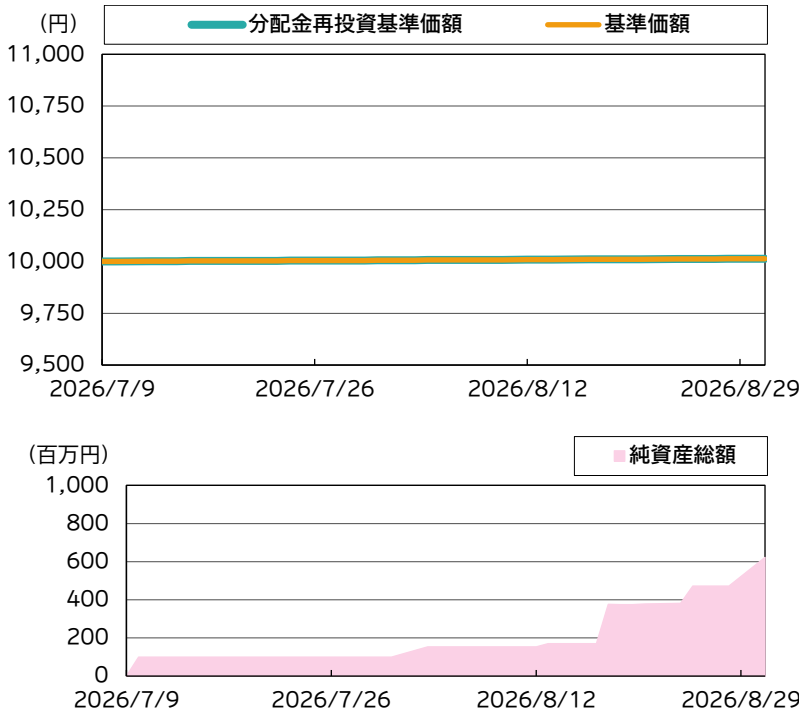


## 運用実績

## 運用実績の推移

(設定日:2026年7月10日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

## 基準価額・純資産総額

|            | 当月末    | 前月末    |
|------------|--------|--------|
| 基準価額(円)    | 10,013 | 10,006 |
| 純資産総額(百万円) | 622    | 100    |

※基準価額は、1万口当たり。

|       | 基準価額(円) | 基準日        |
|-------|---------|------------|
| 設定来高値 | 10,013  | 2026/08/31 |
| 設定来安値 | 10,000  | 2026/07/10 |

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

## 騰落率(税引前分配金再投資)(%)

|     |     |
|-----|-----|
| 1ヵ月 | 0.1 |
| 3ヵ月 | -   |
| 6ヵ月 | -   |
| 1年  | -   |
| 3年  | -   |
| 5年  | -   |
| 10年 | -   |
| 設定来 | 0.1 |

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

## 分配金の実績(税引前)(直近3年分)

| 期        | 決算日 | 分配金(円) | 期 | 決算日 | 分配金(円) |
|----------|-----|--------|---|-----|--------|
| -        | -   | -      | - | -   | -      |
| -        | -   | -      | - | -   | -      |
| -        | -   | -      | - | -   | -      |
| -        | -   | -      | - | -   | -      |
| -        | -   | -      | - | -   | -      |
| -        | -   | -      | - | -   | -      |
| 設定来累計分配金 |     |        |   |     | 0      |

※分配金は、1万口当たりの金額です。

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 種別組入比率 (%)

| 区 分   | 組入比率  |
|-------|-------|
| 国債証券  | 63.7  |
| 金融債券  | -     |
| CP    | -     |
| その他資産 | 36.3  |
| 合計    | 100.0 |

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※その他資産は、コール・ローン、預金、未収金、未払金等です。

※現先は、対象資産を基準として分類しています。

## ポートフォリオの状況

|            |       |
|------------|-------|
| 年換算利回り (%) | 0.966 |
|------------|-------|

※基準日時点における各運用資産の約定利回りを純資産総額に対する割合で加重平均した利回りから、信託報酬率を差し引いて算出したものです。換金時の税金などは考慮していません。

※将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

## ファンドの特色

安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

1. 投資元本の保全や日次流動性の確保を考慮しつつ、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

●主として、わが国の短期国債等やコマーシャル・ペーパーに投資(現先取引を含みます。)を行います。

●債券貸借取引\*を行う場合があります。

\*債券貸借取引とは、国債などの債券を一定期間、貸し借りする取引をいいます。当ファンドでは、債券を借入れ、担保として現金を貸し手に差し入れる取引を行う場合があります。これに伴い、当ファンドは債券の借入れに対する品賃料を支払う一方、差し入れた現金に対する利息を受け取ります。この利息から品賃料を差し引いた額が当ファンドの損益となります。

※市場環境によっては、投資有価証券はマイナス利回りとなることがあります。

2. 信用度が高く、残存期間の短い債券およびコマーシャル・ペーパーに投資を行います。

●投資するわが国の国債および政府保証付債券以外の有価証券の格付けについては、取得時において、2社以上の信用格付業者等から第二位(AA格相当(AA-も含みます。))以上の長期信用格付けまたは最上位(A-1格相当)の短期信用格付けを受けているものもしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したものとします。

●投資対象とする有価証券の残存年数は、取得時において1年以内とします。

3. 当ファンドの課税上の取り扱いは株式投資信託です。

●原則として株式には投資を行いません。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り行えるものとし、その投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

(注) 当ファンドは、短期公社債等を中心に投資を行いますので、金利変動その他の要因により、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、投資元本を割り込むことがあります。詳しくは、後掲「主な投資リスク」をご覧ください。

4. 年4回決算を行います。

●毎年1月、4月、7月および10月の各10日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行います。

●原則として、基準価額が10,000円を超える場合には、10,000円を超える部分の全てを分配することをめざし、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

5. ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

●ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。

●ご換金時に換金手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

(分配方針)

年4回の決算時(毎年1月、4月、7月、10月の各10日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※初回決算日は2026年10月13日です。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。

これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

### ● 金利変動リスク

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

### ● 流動性リスク

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

### ● 信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

## お申込みメモ

|                    |                                                                                                      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位(当初元本1口＝1円)                                                                                | 信託期間 | 無期限(2026年7月10日設定)                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 購入価額               | 購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                   | 繰上償還 | <p>わが国の政策金利が0%以下となった場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。</p> <p>当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合</li> <li>・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合</li> <li>・やむを得ない事情が発生した場合</li> </ul> |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                               |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位                                                                                           |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 換金価額               | 換金申込受付日の基準価額                                                                                         |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して3営業日目からお支払いします。                                                                    | 決算日  | 毎年1月、4月、7月、10月の各10日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 申込締切時間             | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。           | 収益分配 | <p>年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。</p> <p>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。</p>                                                                                                                                           |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                             |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 | 課税関係 | <p>課税上は株式投資信託として取り扱われます。</p> <p>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。</p>     |
|                    |                                                                                                      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

## ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

## ● 投資者が直接的に負担する費用

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

## ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用  
(信託報酬)

その他の費用・  
手数料

当ファンドの運用管理費用(信託報酬)は実績報酬型です。

基準価額の計算日(以下「当該計算日」といいます。 )における仮基準価額(収益分配金控除前、信託報酬相当額控除後の仮に計算した基準価額をいいます。 )が前営業日の基準価額以上となる場合にのみ、下記の計算方法で算出した額を信託報酬として収受します。

信託報酬は、ファンドの日々の純資産総額に対して下記で計算される年当たりの率(以下「信託報酬率」といいます。 )を乗じて得た額とします。

<信託報酬率>

原則として次のように計算される率とします。

信託報酬率(年率・税込み) \*1 = 年換算収益率 \*2 ( % ) × 22 % + 0.0165 %

\*1 当該計算日における年換算収益率が年率0.05 % 以下の場合には、信託報酬率は年率0.0165 % (税抜0.015 % ) とします。

また、信託報酬率の 上限は年率1.3365 % (税抜1.215 % ) とします。

なお、設定日から2026年10月13日までの信託報酬率は年率0.0165 % (税抜0.015 % ) とします。

\*2 当該計算日の前営業日までの3ヵ月間の基準価額(当該期間中の収益分配金を含みます。 )の年換算収益率とします。この場合における3ヵ月間とは、当該計算日の前営業日における3ヵ月前の応当日から当該計算日の前営業日までの期間をいい、3ヵ月前の応当日が休日の場合または3ヵ月前の応当日がない場合にはその前営業日とします。

(括弧内は税抜)

|               |                         |                                                                     |                         |
|---------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 年換算収益率        | 0.05 % 以下               | 0.05 % 超かつ6 % 未満                                                    | 6 % 以上                  |
| 信託報酬率<br>(年率) | 0.0165 %<br>(0.0150 % ) | 年換算収益率 ( % ) × 22 % + 0.0165 %<br>(年換算収益率 ( % ) × 20 % + 0.0150 % ) | 1.3365 %<br>(1.2150 % ) |

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入有効証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国での資産の保管等に要する費用      等

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

## 投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。また、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## 委託会社およびファンドの関係法人

- ＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会：一般社団法人資産運用業協会
- ＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社
- ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

## 委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社
- コールセンター 0120-104-694  
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年9月17日現在

| 商号       | 登録番号等                    | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|----------|--------------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|----|
| 光世証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第14号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 東洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号 | ○       |               |                 | ○                  |    |
| 水戸証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号 | ○       | ○             |                 |                    |    |

- その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
- また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- <備考欄について>
- ※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
- ※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
- ※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
- ※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

## 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

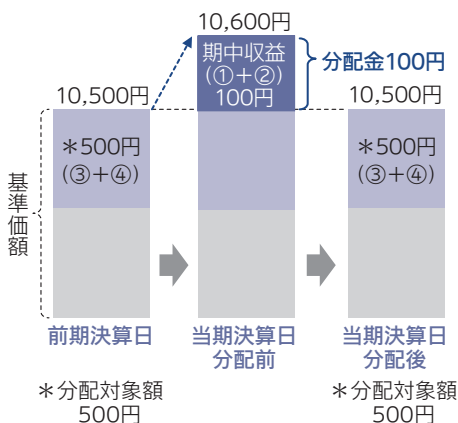
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

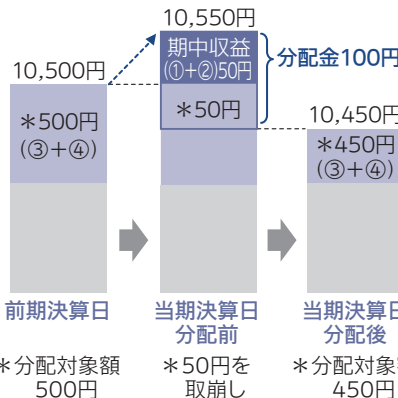
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

## ケースA



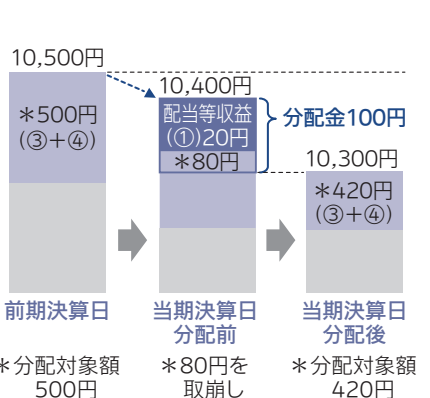
## ケースB

< 前期決算日から基準価額が上昇した場合 >



## ケースC

< 前期決算日から基準価額が下落した場合 >



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

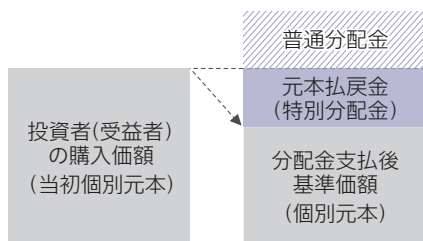
|      |                                  |               |
|------|----------------------------------|---------------|
| ケースA | 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 | 0円 = 100円     |
| ケースB | 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 | ▲50円 = 50円    |
| ケースC | 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 | ▲200円 = ▲100円 |

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

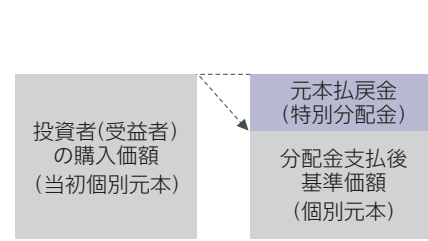
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。